

○錦江町障害者移動支援事業実施要綱
平成18年11月15日告示第39号
改正

平成25年11月29日告示第76号
平成26年11月1日告示第47号
平成28年3月28日告示第25号

錦江町障害者移動支援事業実施要綱
(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定に基づき、屋外での移動に困難がある障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 障害者移動支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、錦江町とする。
2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行なうことができると認める社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に実施させることができる。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。
(1) 個別移動支援 障害者等の外出における個別への移動支援
(2) グループ移動支援 複数の障害者等からなるグループの外出における集団への移動支援
2 サービス提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、屋外での移動に著しい制限のある障害者等で、町長が必要と認めたとする。ただし、法第5条に規定する重度障害者等包括支援及び重度訪問介護の支給決定を受けている障害者等は除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 法第4条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する難病患者等

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、移動支援事業利用登録申請書（別記第1号様式）を町長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、移動支援事業利用承認・不承認決定通知書（別記第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、承認をした障害者等を移動支援事業利用登録者名簿（別記第3号様式）に記載するものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

第7条 前条の規定による承認決定の有効期間は、承認を行なった日から起算して、2年が経過する日の属する月の年度末とする。

2 利用者が、有効期間満了後も引続き利用しようとするときは、有効期間満了日までの1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の変更及び廃止)

第8条 利用者又は利用者の保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、移動支援事業登録変更（廃止）届（別記第4号様式）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合

(3) 利用の中止をしようとする場合
(利用の取消し)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
 - (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
 - (3) その他町長が利用を不適当と認めた場合
- (利用の方法)

第10条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示し、事業者に直接依頼するものとする。

(利用料)

第11条 この事業の利用料は、無料とする。ただし、公共交通機関及び有料施設等実費が必要な場合は、当該実費（派遣された事業者の実費を含む。）を負担しなければならない。

(事業費)

第12条 第2条第2項の規定により事業を実施した場合の事業者に支払う事業費は、別表のとおりとする。

- 2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月に係る事業費を一括して請求するものとする。
- 3 町長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認の上、事業費を支払うものとする。

(遵守事項)

第13条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、従業者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月15日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成25年11月29日告示第76号）

この要綱は、平成25年11月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年11月1日告示第47号）

この要綱は、平成26年11月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日告示第25号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（その1）（個別移動支援）
「介護を伴う場合」

支援内容	時間	介護 (有無)	算定基準額		
			基本額	加算額	計
日中	0.5	有	820	1,480	2,300
日中	1.0	有	1,640	2,360	4,000
日中	1.5	有	2,460	3,340	5,800
日中	2.0	有	3,280	3,340	6,620
日中	2.5	有	4,100	3,340	7,440
日中	3.0	有	4,920	3,340	8,260

日中	3.5	有	5,740	3,340	9,080
日中	4.0	有	6,560	3,340	9,900
日中	4.5	有	7,380	3,340	10,720
日中	5.0	有	8,200	3,340	11,540
日中	5.5	有	9,020	3,340	12,360
日中	6.0	有	9,840	3,340	13,180
日中	6.5	有	10,660	3,340	14,000
日中	7.0	有	11,480	3,340	14,820
日中	7.5	有	12,300	3,340	15,640
日中	8.0	有	13,120	3,340	16,460
日中	8.5	有	13,940	3,340	17,280
日中	9.0	有	14,760	3,340	18,100
日中	9.5	有	15,580	3,340	18,920
日中	10.0	有	16,400	3,340	19,740
日中	以上	有	17,220	3,340	20,560
夜間早朝	0.5	有	1,030	1,850	2,880
夜間早朝	1.0	有	2,050	2,950	5,000
夜間早朝	1.5	有	3,080	4,170	7,250
夜間早朝	2.0	有	4,100	4,170	8,270
夜間早朝	2.5	有	5,130	4,170	9,300
夜間早朝	3.0	有	6,150	4,170	10,320
夜間早朝	3.5	有	7,180	4,170	11,350
夜間早朝	4.0	有	8,200	4,170	12,370
夜間早朝	4.5	有	9,230	4,170	13,400
夜間早朝	5.0	有	10,250	4,170	14,420
夜間早朝	5.5	有	11,280	4,170	15,450
夜間早朝	6.0	有	12,300	4,170	16,470
夜間早朝	6.5	有	13,330	4,170	17,500
深夜	0.5	有	1,230	2,220	3,450
深夜	1.0	有	2,460	3,540	6,000
深夜	1.5	有	3,690	5,010	8,700
深夜	2.0	有	4,920	5,010	9,930
深夜	2.5	有	6,150	5,010	11,160
深夜	3.0	有	7,380	5,010	12,390
深夜	3.5	有	8,610	5,010	13,620
深夜	4.0	有	9,840	5,010	14,850
深夜	4.5	有	11,070	5,010	16,080
深夜	5.0	有	12,300	5,010	17,310
深夜	5.5	有	13,530	5,010	18,540
深夜	6.0	有	14,760	5,010	19,770
深夜	6.5	有	15,990	5,010	21,000
深夜	7.0	有	17,220	5,010	22,230
深夜	7.5	有	18,450	5,010	23,460
深夜	8.0	有	19,680	5,010	24,690
深夜	8.5	有	20,910	5,010	25,920
日中0.5夜早0.5	1.0	有	1,850	2,580	4,430
夜早0.5日中0.5	1.0	有	1,850	2,730	4,580

3/8

夜早0.5深夜0.5	1.0	有	2,260	3,170	5,430
深夜0.5夜早0.5	1.0	有	2,260	3,320	5,580
日中1.0夜早0.5	1.5	有	2,670	3,580	6,250
夜早0.5日中1.0	1.5	有	2,670	3,710	6,380
日中0.5夜早1.0	1.5	有	2,870	3,810	6,680
夜早1.0日中0.5	1.5	有	2,870	3,930	6,800
夜早1.0深夜0.5	1.5	有	3,280	4,420	7,700
深夜0.5夜早1.0	1.5	有	3,280	4,550	7,830
夜早0.5深夜1.0	1.5	有	3,490	4,640	8,130
深夜1.0夜早0.5	1.5	有	3,490	4,760	8,250

「介護を伴わない場合」

支援内容	時間	介護 (有無)	算定基準額		
			基本額	加算額	計
日中	0.5	無	750	50	800
日中	1.0	無	1,500	50	1,550
日中	1.5	無	2,250	50	2,300
日中	2.0	無	3,000	50	3,050
日中	2.5	無	3,750	50	3,800
日中	3.0	無	4,500	50	4,550
日中	3.5	無	5,250	50	5,300
日中	4.0	無	6,000	50	6,050
日中	4.5	無	6,750	50	6,800
日中	5.0	無	7,500	50	7,550
日中	5.5	無	8,250	50	8,300
日中	6.0	無	9,000	50	9,050
日中	6.5	無	9,750	50	9,800
日中	7.0	無	10,500	50	10,550
日中	7.5	無	11,250	50	11,300
日中	8.0	無	12,000	50	12,050
日中	8.5	無	12,750	50	12,800
日中	9.0	無	13,500	50	13,550
日中	9.5	無	14,250	50	14,300
日中	10.0	無	15,000	50	15,050
日中	以上	無	15,750	50	15,800
夜間早朝	0.5	無	940	60	1,000
夜間早朝	1.0	無	1,880	60	1,940
夜間早朝	1.5	無	2,810	60	2,870
夜間早朝	2.0	無	3,750	60	3,810
夜間早朝	2.5	無	4,690	60	4,750
夜間早朝	3.0	無	5,630	60	5,690
夜間早朝	3.5	無	6,560	60	6,620
夜間早朝	4.0	無	7,500	60	7,560
夜間早朝	4.5	無	8,440	60	8,500
夜間早朝	5.0	無	9,380	60	9,440
夜間早朝	5.5	無	10,310	60	10,370
夜間早朝	6.0	無	11,250	60	11,310

4/8

夜間早朝	6.5	無	12,190	60	12,250
深夜	0.5	無	1,130	70	1,200
深夜	1.0	無	2,250	70	2,320
深夜	1.5	無	3,380	70	3,450
深夜	2.0	無	4,500	70	4,570
深夜	2.5	無	5,630	70	5,700
深夜	3.0	無	6,750	70	6,820
深夜	3.5	無	7,880	70	7,950
深夜	4.0	無	9,000	70	9,070
深夜	4.5	無	10,130	70	10,200
深夜	5.0	無	11,250	70	11,320
深夜	5.5	無	12,380	70	12,450
深夜	6.0	無	13,500	70	13,570
深夜	6.5	無	14,630	70	14,700
深夜	7.0	無	15,750	70	15,820
深夜	7.5	無	16,880	70	16,950
深夜	8.0	無	18,000	70	18,070
深夜	8.5	無	19,130	70	19,200
日中0.5夜早0.5	1.0	無	1,690	50	1,740
夜早0.5日中0.5	1.0	無	1,690	60	1,750
夜早0.5深夜0.5	1.0	無	2,070	60	2,130
深夜0.5夜早0.5	1.0	無	2,070	70	2,140
日中1.0夜早0.5	1.5	無	2,440	50	2,490
夜早0.5日中1.0	1.5	無	2,440	60	2,500
日中0.5夜早1.0	1.5	無	2,630	50	2,680
夜早1.0日中0.5	1.5	無	2,630	60	2,690
夜早1.0深夜0.5	1.5	無	3,010	60	3,070
深夜0.5夜早1.0	1.5	無	3,010	70	3,080
夜早0.5深夜1.0	1.5	無	3,190	60	3,250
深夜1.0夜早0.5	1.5	無	3,190	70	3,260

(時間区分)

	時間帯	加算
早朝	午前6時～午前8時	25%
日中	午前8時～午後6時	0%
夜間	午後6時～午後10時	25%
深夜	午後10時～午前6時	50%

別表(その2) (個別移動支援(通所・通学等))

「介護を伴う場合」

支援内容	時間	介護(有無)	算定基準額		
			基本額	加算額	計
日中	0.5	有	820	1,480	2,300
日中	1.0	有	1,640	2,360	4,000
日中	1.5	有	2,460	3,340	5,800
日中	2.0	有	3,280	3,340	6,620
夜間早朝	0.5	有	1,030	1,850	2,880

夜間早朝	1.0	有	2,050	2,950	5,000
夜間早朝	1.5	有	3,080	4,170	7,250
夜間早朝	2.0	有	4,100	4,170	8,270
深夜	0.5	有	1,230	2,220	3,450
深夜	1.0	有	2,460	3,540	6,000
深夜	1.5	有	3,690	5,010	8,700
深夜	2.0	有	4,920	5,010	9,930
日中0.5夜早0.5	1.0	有	1,850	2,580	4,430
夜早0.5日中0.5	1.0	有	1,850	2,730	4,580
夜早0.5深夜0.5	1.0	有	2,260	3,170	5,430
深夜0.5夜早0.5	1.0	有	2,260	3,320	5,580
日中1.0夜早0.5	1.5	有	2,670	3,580	6,250
夜早0.5日中1.0	1.5	有	2,670	3,710	6,380
日中0.5夜早1.0	1.5	有	2,870	3,810	6,680
夜早1.0日中0.5	1.5	有	2,870	3,930	6,800
夜早1.0深夜0.5	1.5	有	3,280	4,420	7,700
深夜0.5夜早1.0	1.5	有	3,280	4,550	7,830
夜早0.5深夜1.0	1.5	有	3,490	4,640	8,130
深夜1.0夜早0.5	1.5	有	3,490	4,760	8,250

「介護を伴わない場合」

支援内容	時間	介護(有無)	算定基準額		
			基本額	加算額	計
日中	0.5	無	750	50	800
日中	1.0	無	1,500	50	1,550
日中	1.5	無	2,250	50	2,300
日中	2.0	無	3,000	50	3,050
夜間早朝	0.5	無	940	60	1,000
夜間早朝	1.0	無	1,880	60	1,940
夜間早朝	1.5	無	2,810	60	2,870
夜間早朝	2.0	無	3,750	60	3,810
深夜	0.5	無	1,130	70	1,200
深夜	1.0	無	2,250	70	2,320
深夜	1.5	無	3,380	70	3,450
深夜	2.0	無	4,500	70	4,570
日中0.5夜早0.5	1.0	無	1,690	50	1,740
夜早0.5日中0.5	1.0	無	1,690	60	1,750
夜早0.5深夜0.5	1.0	無	2,070	60	2,130
深夜0.5夜早0.5	1.0	無	2,070	70	2,140
日中1.0夜早0.5	1.5	無	2,440	50	2,490
夜早0.5日中1.0	1.5	無	2,440	60	2,500
日中0.5夜早1.0	1.5	無	2,630	50	2,680
夜早1.0日中0.5	1.5	無	2,630	60	2,690
夜早1.0深夜0.5	1.5	無	3,010	60	3,070
深夜0.5夜早1.0	1.5	無	3,010	70	3,080
夜早0.5深夜1.0	1.5	無	3,190	60	3,250
深夜1.0夜早0.5	1.5	無	3,190	70	3,260

(時間帯区分)

	時間帯	加算
早朝	午前6時～午前8時	25%
日中	午前8時～午後6時	0%
夜間	午後6時～午後10時	25%
深夜	午後10時～午前6時	50%

別表(その3) (グループ移動支援)

支援内容	時間	介護 (有無)	基準単位		算定基準額(支援者:グループ員数)				
			基本額	加算額	計	1:2人	1:3人	1:4人	1:5人
日中	0.5	無	750	50	800	960	1,040	1,120	1,200
日中	1.0	無	1,500	50	1,550	1,860	2,015	2,170	2,325
日中	1.5	無	2,250	50	2,300	2,760	2,990	3,220	3,450
日中	2.0	無	3,000	50	3,050	3,660	3,965	4,270	4,575
日中	2.5	無	3,750	50	3,800	4,560	4,940	5,320	5,700
日中	3.0	無	4,500	50	4,550	5,460	5,915	6,370	6,825
日中	3.5	無	5,250	50	5,300	6,360	6,890	7,420	7,950
日中	4.0	無	6,000	50	6,050	7,260	7,865	8,470	9,075
日中	4.5	無	6,750	50	6,800	8,160	8,840	9,520	10,200
日中	5.0	無	7,500	50	7,550	9,060	9,815	10,570	11,325
日中	5.5	無	8,250	50	8,300	9,960	10,790	11,620	12,450
日中	6.0	無	9,000	50	9,050	10,860	11,765	12,670	13,575
日中	6.5	無	9,750	50	9,800	11,760	12,740	13,720	14,700
日中	7.0	無	10,500	50	10,550	12,660	13,715	14,770	15,825
日中	7.5	無	11,250	50	11,300	13,560	14,690	15,820	16,950
日中	8.0	無	12,000	50	12,050	14,460	15,665	16,870	18,075
日中	8.5	無	12,750	50	12,800	15,360	16,640	17,920	19,200
日中	9.0	無	13,500	50	13,550	16,260	17,615	18,970	20,325
日中	9.5	無	14,250	50	14,300	17,160	18,590	20,020	21,450
日中	10.0	無	15,000	50	15,050	18,060	19,565	21,070	22,575
日中	以上	無	15,750	50	15,800	18,960	20,540	22,120	23,700
夜間早朝	0.5	無	940	60	1,000	1,200	1,300	1,400	1,500
夜間早朝	1.0	無	1,880	60	1,940	2,328	2,522	2,716	2,910
夜間早朝	1.5	無	2,810	60	2,870	3,444	3,731	4,018	4,305
夜間早朝	2.0	無	3,750	60	3,810	4,572	4,953	5,334	5,715
夜間早朝	2.5	無	4,690	60	4,750	5,700	6,175	6,650	7,125
夜間早朝	3.0	無	5,630	60	5,690	6,828	7,397	7,966	8,535
夜間早朝	3.5	無	6,560	60	6,620	7,944	8,606	9,268	9,930
夜間早朝	4.0	無	7,500	60	7,560	9,072	9,828	10,584	11,340
深夜	0.5	無	1,130	70	1,200	1,440	1,560	1,680	1,800
深夜	1.0	無	2,250	70	2,320	2,784	3,016	3,248	3,480
深夜	1.5	無	3,380	70	3,450	4,140	4,485	4,830	5,175
深夜	2.0	無	4,500	70	4,570	5,484	5,941	6,398	6,855
日中0.5夜早 0.5	1.0	無	1,690	50	1,740	2,088	2,262	2,436	2,610
夜早0.5日中	1.0	無	1,690	60	1,750	2,100	2,275	2,450	2,625

0.5									
夜早0.5深夜 0.5	1.0	無	2,070	60	2,130	2,556	2,769	2,982	3,195
深夜0.5夜早 0.5	1.0	無	2,070	70	2,140	2,568	2,782	2,996	3,210
日中1.0夜早 0.5	1.5	無	2,440	50	2,490	2,988	3,237	3,486	3,735
夜早0.5日中 1.0	1.5	無	2,440	60	2,500	3,000	3,250	3,500	3,750
日中0.5夜早 1.0	1.5	無	2,630	50	2,680	3,216	3,484	3,752	4,020
夜早1.0日中 0.5	1.5	無	2,630	60	2,690	3,228	3,497	3,766	4,035
夜早1.0深夜 0.5	1.5	無	3,010	60	3,070	3,684	3,991	4,298	4,605
深夜0.5夜早 1.0	1.5	無	3,010	70	3,080	3,696	4,004	4,312	4,620
夜早0.5深夜 1.0	1.5	無	3,190	60	3,250	3,900	4,225	4,550	4,875
深夜1.0夜早 0.5	1.5	無	3,190	70	3,260	3,912	4,238	4,564	4,890

(時間帯区分)

	時間帯	加算
早朝	午前6時～午前8時	25%
日中	午前8時～午後6時	0%
夜間	午後6時～午後10時	25%
深夜	午後10時～午前6時	50%